

軽自動車やバイクを所有する皆さん！

課税は4月1日が 基準日です

軽自動車やバイクの税金は、4月1日に所有している人に課されます。皆さんは、きちんと手続していますか？



「環境性能割」の導入

- ・税制改正により、令和元年10月から自動車取得税が廃止され、軽自動車税に「環境性能割」が創設されました。また、これまでの軽自動車税は「種別割」に名称が変わりました。
- ・環境性能割は軽自動車（軽四輪・軽三輪）の取得時（購入時）に課税されます。税率は、燃費性能等に応じて軽自動車の取得価額の0.2%になります。
- ・環境性能割の臨時的軽減により、9月30日までに家用の軽自動車を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

手続は3月末までに

- ・種別割は、毎年4月1日に軽自動車や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続が4月1日を過ぎてしまうと、1年間分の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。
- ・納税通知書は5月中旬に送付します。

問い合わせ

軽自動車税
種別割について
市民税課
☎55-2735
☎53-0974

環境性能割について
県沼津財務事務所軽（大塚）分室
☎055-968-3171

自動車税
種別割について
県富士財務事務所
☎65-2118

環境性能割について
県沼津財務事務所自動車税分室
☎055-966-0626

- ・ことしの納期限は**6月1日(月)**です。
- ・軽自動車税の種別割は、県税である普通自動車などへの自動車税の種別割と異なり、**月割課税、月割還付の制度はありません。**

| 軽自動車税の種別割(市税) | 課税されません | 軽自動車税の種別割(県税) | 月割で課税 | 軽自動車税の種別割(市税) | 課税されません | 軽自動車税の種別割(県税) | 月割で課税 |
|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | 年度途中で取得 | | 月割の還付あり | | 1年間分の課税(還付なし) | | 月割の還付あり |

軽自動車税の種別割と自動車税の種別割の違い

こんなときは手続を！

- ・変更などをしたときは、法律により申告が義務づけられています。
- ・**人から譲ってもらう・人へ譲る**
- ・各申請手続場所（下表のとおり）で名義変更手続をしてください。
- ・**所有者が引越す**
- ・各申請手続場所（車検証などに記載する住所などの変更手続をしてください）。
- ・**所有者が亡くなった**
- ・各申請手続場所（廃車・名義変更手続をしてください（手続をしないと、相続人に納税義務が生じます））。

| 車種区分 | 申請手続場所 |
|-------------------------------------|---|
| 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車、ミニカー | 市民税課（市役所3階南側） ☎55-2735 ※他市区町村のナンバーの変更・廃車手続はできません。 |
| 軽二輪（125cc超～250cc以下） 小型二輪（250cc超） | 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所（沼津市原） ☎050-5540-2051 |
| 軽自動車（軽三輪、軽四輪） | 軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所（沼津市大塚） ☎050-3816-1778 |
| 普通自動車、大型特殊自動車 | 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所（沼津市原） ☎050-5540-2051 |

申請手続場所

- ▽盗難に遭った警察に盗難届を出して、各申請手続場所（廃車手続をしてください）。
- ▽解体処理業者などに解体を依頼するナンバープレートや車検証などを回収し、各申請手続場所（廃車手続をしてください）。
- ※所定の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

ご注意ください！

- ▽軽自動車・バイクを使用している事業所の皆さん
市内の事業所で使用する軽自動車やバイクは、車検証などに記載する定置場を市内に変更する必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバーを取得しなければなりません。
- ▽軽自動車税（種別割）の減免
身体障害者などが所有する軽自動車などの減免手続は、**毎年申請が必要**です。ことしの申請期限は6月1日(月)です。
- ▽フォークリフト・農耕用トラクターなどの所有者の皆さん
道路を走行しないフォークリフト・農耕用トラクターなどもナンバープレートを取得していない人は、市民税課で手続をしてください。なお、市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

軽自動車の重課税率

- 環境に優しい軽自動車を普及させるため、排出ガスや燃費による環境への負担の程度に応じて軽自動車税（種別割）を重くまたは軽くする「軽自動車税のグリーン化」を、法律に基づき実施しています。
- 初めて車両番号の指定を受けた年月（自動車検査証に記載されている「初度検査年月」）から13年を経過した車両（電気軽自動車などは除く）は、重課税率が適用されます。
- ことしは**初度検査年月が平成19年3月以前の車両が重課税率の対象**となります。